



老計発第0726002号
平成14年7月26日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長

指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が
提供するサービスの外部評価の実施について

指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム。以下「グループホーム」という。）におけるサービスの質の向上を図ることを目的として、今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正が行われ、グループホームにおいて提供されるサービスの質について、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価（以下「外部評価」という。）を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことが義務付けられたところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、グループホーム等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 外部評価の目的

- (1) 外部評価は、事業者が「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準」という。）第163条第6項の規定に基づいて行わなければならない「指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価」の一環として位置づけるものであること。
- (2) 具体的には、事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものであること。

2 外部評価の頻度

事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。

ただし、各都道府県における実施体制の状況に応じて、平成16年度までは、同年度末までの間に1回受ければ足りるものとして差し支えないこと。

3 外部評価の手続

(1) 事業者から評価機関に対する申込み

ア 事業者が外部評価を受けようとするときは、都道府県から連絡先等について情報提供を受けている評価機関（各都道府県が管内のグループホームに係る外部評価を適切に実施する能力があると認めて選定した法人をいう。以下同じ。）に申し込むこと。

イ 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙1のとおりとすること。

また、評価機関が業務を行う際の実施要領及び各都道府県の定める外部評価に係る項目の参考例については、それぞれ別紙2及び別紙3のとおりであること。

(2) 評価機関による外部評価の実施

ア 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約（参考例：別紙4）を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うこと。

イ 評価機関は、別紙2の参考例に基づき実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うこと。

(3) 評価結果の公開

ア 評価機関は、利用者によるグループホームの選択に資するために、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、外部評価の結果を広く公開すること。

イ 事業者は、外部評価の結果の詳細版（評価調査員のコメント等が付されたもの）を、

① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。

② グループホーム内の見やすい場所に掲示するほか、入居者の家族に送付等を行うこと。

4 評価機関に関する経過措置

(1) 都道府県において所要の体制を整えるのに要する期間を考慮し、次のいずれかに該当する都道府県は、平成16年度末までの間は、「高齢者痴呆介護研究・研修東京センター」(以下「東京センター」という。)に対して、管内のグループホームの外部評価を行うことを依頼することができるものとする。

ア 適切な評価機関を選定することができない都道府県

イ 選定した評価機関だけでは管内のすべてのグループホームについて外部評価を行うことができない都道府県

(2) (1)により東京センターに評価機関の業務を依頼する都道府県は、次によるものとする。

ア あらかじめ、管内のグループホームに係る外部評価の実施計画を策定し、東京センターに対し、これを添えて評価機関の業務を依頼すること。

イ 東京センターからアの依頼に対する同意を得たときは、管内のグループホームに対し、東京センターが外部評価を実施する旨、同センターの連絡先等を通知すること。

(3) 東京センターは、評価機関としての業務を円滑に実施するために、(1)により依頼のあった都道府県ごとに協力機関(別紙1の2参照)を設置し、活用することとしていることから、当該都道府県は、次の事項をはじめとする協力を行わなければならないこと。

ア 協力機関の推薦

イ 評価調査員の養成研修に関して協力機関が行う事務への協力
(例：評価調査員養成研修の場所の提供、講師の手配等)

(4) その他、詳細については追って通知する。